

相模原市監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和7年12月24日に実施した都市建設局の財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月2日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

1 監査対象事務

使用料及び賃借料の支出に関する事務

2 監査の実施日程

令和7年8月4日から同年12月24日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和8年2月18日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>下水道整備課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、基本構造計算更新ソフト等の使用に係る契約において、次のような事例が見られた。</p> <p>ア 令和6年4月1日に更新ソフトをダウンロード、基本構造計算ソフトを更新し、使用しているにもかかわらず、同日に契約相手方から支払方法を前金払とした請書を徴取し、契約金額を同年5月20日に地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。）第21条の7第3号に該当するものとして、前金払で支出していた。</p> <p>前金払は、債務金額が確定している契約の支払方法として例外的に採用されるべきもので、サービス等の提供を受ける前に支払う費用である</p>	<p>令和7年8月4日から令和7年12月24日にかけて実施された財務監査における指摘事項については、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>アの事案については、相手方のサービス提供が開始しており支払方法を確定払での対応が可能となっていたものの、前金払として契約金額を支払っていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、支払方法を契約相手方と調整し、見直していきます。</p> <p>今後は、支出の特例である前金払の取扱いを改めて認識したうえで、関係法令等を遵守し、適正に事務を執行してまいります。</p> <p>イの事案については、条例の趣旨などの認識が十分ではなかったことから</p>

が、当該契約においては、令和6年4月1日から更新した基本構造計算ソフトの使用を開始しており、この時点で当該契約の履行確認が可能であることから前金払で支払うことは適切ではない。

また、前金払で支払う根拠としてある施行令第21条の7第3号は「前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費」と規定しており、当該契約の支出科目は使用料であることから請負、買入れ又は借入れのいずれにも該当しない。

このため、当該契約の支払方法を前金払としていたことは不適正な事務処理である。

イ 契約相手方から徴取した請書に相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)に基づく事項の記載がなかった。

条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的としているも

契約相手方から徴取した請書に条例に基づく事項の記載がなかったもので

す。
今回の指摘を受け、契約相手方から徴取する契約関係書類の記載内容を、複数人で十分に精査、確認するなどしていきます。

今後は、条例の趣旨及びその重要性を再認識したうえで、関係法令等を遵守し、適正に事務を執行してまいります。

【下水道整備課】

のである。

また、「相模原市暴力団排除条例の施行に係る契約事務の運用について」（平成23年12月27日付け契約課長通知）においては、契約締結時には必ず条例に基づく内容を盛り込むよう規定しており、契約約款の例も示している。

このため、当該契約に際し、条例に基づく事項を記載していなかった請書を徴取したことは不適正な事務処理である。

今後は、当該契約の支払方法について検討、調整するとともに、請書の徴取に当たっては、条例の趣旨及びその重要性を再認識したうえで、契約関係書類の記載内容を十分に精査、確認するなど、関係法令等の規定を遵守し、適正に事務を執行されたい。

【下水道整備課】